

30答申第1号

平成30年5月16日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原 清 信

久留米市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

「久留米市情報公開条例に係る審査請求に関する諮問について（平成30年2月28日付け29総第1831号）」による下記の諮問について、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

平成30年2月13日付け29総第1796号の公文書不存決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関（久留米市長（総務部）をいう。以下「実施機関」という。）の行った公文書不
存在決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成30年 2月 8日	総務部総務課にて公文書開示請求書を受付
平成30年 2月13日	公文書不存在決定
平成30年 2月16日	請求者からの審査請求書を受付

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

- (1) 平成30年2月13日付けで久留米市がした公文書不存在決定を取り消す。
- (2) 平成28年度における市内在住職員のふるさと納税に関する書類一式の開示を求
める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で説明している審査請求の理由の要旨については、次の
とおりである。

- (1) 市職員の給与は、税金から出ており、市内在住の市職員が他市町村にふるさと納税
を行い、返礼品を受納することはモラルに反する。人事厚生課の職務においては、職員
の勤務内外の指導監督が必要であり、久留米市職員がどこにふるさと納税を行ったか
については、人事管理上の必須事項として把握すべきである。
- (2) 書類が存在していないならば、マイナンバーを使い把握に努めるべきである。

上記のとおり、久留米市は当該事項に係る文書を保有するべきであるので不存在決定を
取り消し、開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書及び口頭による説明により主張している内容の要旨は、次のとおりである。

1 市職員のふるさと納税に関する情報の収集、保管及び利用について

(1) センシティブ情報の保管等の禁止

ふるさと納税は、地方税法第37条の2に基づく個人住民税の寄附金税制が一部拡充されたものであり、制度上、寄附を行おうとするものが寄附先を自由に選択できるものとなっている。市としては、市職員の給与が税金から支出されたものであるとはいえど、その使途に制限が加えられるものではなく、給与の一部を地方自治体へ寄附する行為自体は、本人の自由意志に基づく私的な事案であり、当該事項に関する情報は、久留米市個人情報保護条例第6条第2項第2号に定めるところの思想・信条及び宗教に関する事項に含まれるものであるため、人事管理等の目的のために収集、保管及び利用はできないものと考えている。

(2) 税務情報の目的外利用

ふるさと納税の寄附者は、寄附金控除を受けるために、ふるさと納税を行った後には、税務署で確定申告を行うか、ワンストップ特例制度を活用することになる。久留米市内在住の市職員のふるさと納税に関する情報については、当該市職員の税控除に必要な情報であることから、居住地である久留米市では税務署に対して地方税法第325条の規定に基づき閲覧等を請求し、又は地方税法附則第7条第1項及び第5項の規定に基づき、寄附先の地方自治体から申告特例通知書を受領することにより取得することができる。

しかしながら、当然にその情報は久留米市の税務担当課が保有し、ふるさと納税を行った本人の税控除のために使われるものである。そのため、久留米市個人情報保護条例第9条により、人事管理等のために市職員の寄附に関する情報を把握するといったような当該税務情報の目的外利用ができるものではない。

(3) マイナンバーの利用について

審査請求人は個人番号、いわゆるマイナンバーを利用し、容易に把握できる旨を主張するが、マイナンバーを利用できる事務や取得できる情報については「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に定められており、それらの法令で定められた事務以外

の事務に利用できるものではない。

2 市職員のふるさと納税に関する情報の把握の必要性について

審査請求人は、市職員のふるさと納税に関する情報については、「当然把握すべき」「人事管理上の必須事項であり、人事評価の一部である」と主張している。

市職員に支払われる給与の一部が市民の税金を原資としていることは確かであるが、職員の給与は、地方自治法第204条や久留米市職員給与条例等に基づき、労働の対価として支払われているものであって、支払われた給与がその受領職員によってどのように使われるかを把握する権利も必要性も見当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件審査請求は、公文書の存否、いわゆる文書の不存在に関するものである。
- 2 文書の不存在に関しては、最高裁が「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。」と判示する(第二小法廷平成26年7月14日判決)。当該判決は、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求に係るものであるが、「情報公開法において、行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうところ(2条2項本文)、行政文書の開示を請求する権利の内容は同法によって具体的に定められたものであり、行政機関の長に対する開示請求は当該行政機関が保有する行政文書をその対象とするものとされ(3条)、当該行政機関が当該行政文書を保有していることがその開示請求権の成立要件とされている」(同判決)ことからすると、久留米市情報公開条例に基づく本件に係る原処分についても、同様であるものと解される。
- 3 実施機関は、ふるさと納税の制度上、寄附先の地方自治体を自由に選択できるものとなっており、当該寄附は、本人の自由意志に基づく私的な事案であるため、当該情報を人事管理等のためには取得できず、文書を保有していないと主張する。
- 4 一方、上記実施機関の主張に対して、審査請求人から公文書の不存在に関する具体的な反証はなされていない。

5 上記の実施機関の説明に不自然・不合理さは認められず、審査請求人が求める公文書である市内在住の市職員のふるさと納税に関する書類一式、久留米市以外の地方自治体にふるさと納税を行った人数及び納税額並びに久留米市にふるさと納税を行った人数及び納税額についての文書は存在しないとする実施機関の主張には、理由がある。

6 最後に、審査請求人は、書類が存在していないならば、マイナンバーを使い把握に努めるべきと主張するが、久留米市情報公開条例において、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているものをいう（第2条）のであり、当審査会は、実施機関が行った公文書不存在決定について当該公文書の存否に関して判断をするものであるため、文書の作成又は取得の妥当性に関する判断については、言及しないものとする。

以上によれば、審査請求人の請求には理由がなく、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
平成30年 2月28日	実施機関から当審査会に諮問
平成30年 3月15日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
平成30年 3月19日 (第2回審査会)	審議
平成30年 4月25日 (第3回審査会)	実施機関から処分理由の説明及び審議
平成30年 5月16日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	角 倉 潔
委 員	西 嶋 法 友
委 員	由 良 清 香
委 員	柿 本 眞左子
委 員	西 野 惠 子
委 員	吉 田 哲 磨